

令和5年1月27日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社今井工務店（所在地 長野県北安曇郡小谷村）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
竹芝記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社今井工務店	長野県北安曇郡小谷村大字北小谷 1 8 5 0 - 6

2. 指名停止措置期間

令和5年1月27日から令和5年2月9日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和3年6月24日、長野県発注の令和2年度防災・安全交付金（火山砂防）（緊急対策事業）工事において、法定の除外理由がないにもかかわらず、クレーン機能付きドラグ・ショベルで長さの異なる3本の伐採木を吊り上げ移動を行ったところ、短い2本が玉掛用ワイヤーロープからすり抜けて落下し、このうち1本（推定重量約1t）が地面で跳ね返り、付近の作業員1名に接触し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社常務取締役は、労働安全衛生法違反により各々罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内